

岩沼市立岩沼中学校「部活動の在り方に関する方針」

令和6年2月

＜本校部活動の方針＞

- 部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が自主的、自発的な参加することにより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものです。
- 部活動には
 - ・ 同じ目的を持った仲間と、学級や学年を越えて活動することで、人間性や社会性を磨くことができる。
 - ・ 自分の可能性を信じて限界に挑戦することで、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができる。
- など大きな教育効果が期待できると捉えています。しかし、部活動以外にも活動の場があることや部活動では実現不可の活動もあることから、部活動への加入は任意とします。
- 部活動の課題として、過熱化や行きすぎた指導、適切な休養が設定されていないこと、体罰や暴言、教職員の多忙化等があることも事実です。そこで、平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が、同じく宮城県において「部活動での指導ガイドライン」が作成されたことを受け、平成29年3月に、岩沼市立小中学校働き方改革推進委員会が作成した「岩沼市中学校の部活動ガイドライン」を基に、岩沼市立中学校「部活動の在り方に関する方針」及び「部活動指導の手引き」がまとめられました。
- 文化部においても運動部とともに、上記のガイドラインや本方針に沿った活動とします。
- 本方針を踏まえて、指導者（顧問及び外部指導者）が部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、部活動を一層充実させていくこととしています。
- さらには、生徒のバランスの取れた健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指して作成したガイドラインや本方針について、保護者の理解を得ながら適切な運用を目指します。

1 適切な休養日及び活動時間等の基準(ガイドライン)

(1) 適切な休養日設定について

【基本的な考え方】

- 成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとします。部活動の休養日等については、概ね以下のとおりとします。

- ① 年間を通して、平日においては、週当たり2日以上の休養日を設けます。土曜日及び日曜日（以下「休日」）は少なくとも1日以上を休養日とします。休日地域クラブ活動に移行している競技・種目は各団体での活動を優先し、学校部活動は原則行いません。ただし、校長の許可を得て、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。また、大会等の少ない期間「競技・種目による」については、原則休日の活動は行いません。ただし、大会等のある場合は、校長の許可を得て、保護者承諾の上実施します。
- ② 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間以内、16:45までとします。学校の休業日（学期中の週末を含む）は、午前または午後3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。
- ③ 朝練は原則行いません。大会やコンクール等の当日など特別な事情がある場合は、校長の許可を得て、保護者の承諾を得ます。
- ④ 長期休業中は、生徒の休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、まとまった休養日を設定します。（概ね、土・日を除く休業期間日数の半分程度を活動日とします。）
- ⑤ 中学校総合体育大会や東北大会・全国大会、各種コンクールなどの大会に向けて活動強化期間を設ける場合は、校長の許可を得て、保護者の承諾の上実施します。（期間は概ね1ヶ月程度前から、1日30分～45分程度の活動延長を認め、活動日・時間を増やした場合は、その分別日に休養日等を設定します。）強化期間の設定については、生徒の疲労等を踏まえ、適切に設定します。また、参加する大会等の精選を行い、強化期間が恒常的にならないようにします。
- ⑥ 活動日及び休養日については、学校行事やテスト前後の一定期間等、週間、月間、年間を通して調整し、活動日の設定については、概ね、年間を通して、105日程度とします。

(2) 顧問による年間を見通した「活動計画」の作成

- 顧問は本方針を踏まえ、年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保するとともに、保護者や外部指導者に説明し、理解と協力を得ながら実施します。
- 計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学習や学校行事への影響を考慮します。
- 顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出します。
- 活動計画の作成に当たっては、岩沼市における「部活動の地域移行」や生徒が参加する地域クラブ活動の活動状況も踏まえ、関係団体との連携を図ります。

(3) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

- 市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成31年3月18日 付け30文科初第1497号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行い、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行います。

また、部活動指導員の任用・配置に当たって、適格な人材の確保に努めるとともに、研修等を実施し、資質や指導力の向上を図るよう努めます。

2 指導体制の構築

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置します。
- 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行い、適切な校務分掌となるよう留意し、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図ります。